

## いばらぐらしお試し住宅設置及び管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）に、本市での生活を体験するために居住する住宅（以下「お試し住宅」という。）を一定期間、提供することにより、本市への移住を促進し、地域の活性化に資するため、お試し住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いばらぐらしお試し住宅	井原市七日市町 215 番地

### (利用者の資格)

第3条 お試し住宅を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 移住検討者
- (2) 市が実施する市内案内に参加し、かつ、アンケートに回答する者
- (3) 井原市空き家・空き農地バンク制度要綱（平成20年井原市告示第22号）第8条に基づく利用希望登録をする者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難すべき関係を有する者でないもの
- (5) お試し住宅及びその敷地内の維持管理を適切に実施できる者

### (利用期間等)

第4条 お試し住宅の利用期間は、利用開始日から起算して2日以上14日以内とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市長が認める特別な事情があるときは、利用期間を延長し、又は短縮することができる。ただし、延長は1回のみとし、利用開始日から起算して最長28日以内とする。

3 お試し住宅は、1月4日から12月28日までの間において、利用することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

4 お試し住宅の利用回数は、原則1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

5 お試し住宅の利用人数の上限は、大人4名とする。なお、小学生以下の子供が利用する場合は、子供2名を大人1名とみなすものとする。

### (利用の申込み及び許可)

第5条 第3条に規定する利用者の資格を有する者で、お試し住宅を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用希望日の原則14日前までに、いばらぐらしお試し住宅利用（利用期間延長）申請書（様式第1号）に、申請者に係る身分証明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、これを適当

と認めるときは、いばらぐらしお試し住宅利用（利用期間延長）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 申請者は、利用期間の延長をしようとするときは、市長が別に指定する日までに申請書を提出しなければならない。

4 市長は、前項の利用期間延長の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、これを適当と認めるときは、許可書を申請者に交付するものとする。

5 市長は、管理上必要があると認めるときは、第2項及び前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

（利用申請の却下）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用（利用期間延長を含む。）を許可しない。

（1） 移住検討以外の目的で、お試し住宅を利用しようとするとき。

（2） その他市長が管理上不適当と認めるとき。

2 市長は、前項各号に該当するときは、利用申請を却下することと決定し、いばらぐらしお試し住宅利用却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（費用）

第7条 お試し住宅を利用した生活体験に要する費用（お試し住宅に係る光熱水費を除く。以下「生活体験費用」という。）は、1日につき1,000円とする。

2 第5条第2項及び第4項の規定によりお試し住宅の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、生活体験費用を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の生活体験費用は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を本人の請求により還付することができる。

（利用者の善管注意義務等）

第8条 利用者は、お試し住宅の利用について常に細心の注意を払い、これらを正常な状態において、維持しなければならない。

2 利用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、お試し住宅を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、速やかに市長に報告することとし、市長の認定に基づいてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 利用者は、お試し住宅を利用するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 動物を持ち込むこと

（2） 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をすること。

（3） 第三者に貸し付け、又はその利用の権利を第三者に譲渡すること。

（4） 住宅以外の用途に利用すること。

（5） 改装又は増改築を行うこと。

（6） 文書、図書その他印刷物を貼り付け、又は配布すること。

（7） 政治活動、選挙活動並びに宗教の普及、勧誘、行事及び儀式その他これに類する

行為を行うこと。

(退去請求)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対してお試し住宅からの退去を請求することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する事実があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により退去の請求を受けた利用者は、速やかに退去しなければならない。

(立入検査)

第10条 市長は、利用者がお試し住宅を退去するとき、又はお試し住宅の管理上必要があると認めるときは、市長が指定した市職員にお試し住宅の検査をさせ、又は利用者に対して適当な指示を出すことができる。

2 前項の検査において、現に利用しているお試し住宅に立ち入るときは、あらかじめ、利用者に立入りの承諾を求めることとする。

3 利用者は、前項の求めがあったときは、これを承諾しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。